

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私は、次のとおり、二度にわたり申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

i) 申立期間は、元々、私の妻が、毎月、自宅に来る女性の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に現金で納付していたところ、申立期間について、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ未納となっている。

ii) 上記i)については、私が住宅を建築する際に、融資元のAから、「申立期間の国民年金が未納であるため融資できない。」と言われ知ることとなったが、昭和61年又は62年の融資前には、申立期間の国民年金保険料を一括で納付し、Aから融資を受けた契約書を持っているので、未納期間は解消しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、申立期間の前後の期間を含み国民年金保険料を60歳まで納付している上、申立期間における申立人の保険料を自分の保険料と一緒に毎月納付したとする申立人の妻も、国民年金に加入以来、申立期間を含め保険料を全て納付していることから、申立人及びその妻は、国民年金保険料を納付する意識が高かったものと考えられる。

また、B町の広報紙をみると、申立期間当時、同町では国民年金徴収員による集金制度が存在していたことが確認できる上、同町の申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿をみても、申立期間後の当該名簿が作成された昭和55年10月1日以降において、申立人及びその妻が国民年金保険料納付に当た

って、国民年金徴収員による集金制度を利用していたことがわかる徴収員番号の記載がみられ、これらは申立人の妻の主張と一致する。

さらに、申立人については、申立期間の一部を含む昭和 50 年度の国民年金保険料の納付済み期間と未納期間が混在していることから、本来、社会保険事務所（当時）は当該年度の特種台帳を保存しなければならないが、これが存在しないことから、社会保険事務所における記録管理が不十分であったことがわかる。

加えて、B町において確認できる申立人及びその妻の 55 年度から 61 年度までの納付年月日を見ると、いずれの年度も、申立人とその妻の納付年月日は同じであり、申立人の妻が、申立人の申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 51 年 2 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人は、「住宅を建築する際に、融資元の A から、申立期間の国民年金が未納であるため融資できないと言われたため、昭和 61 年又は 62 年の融資前には、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。」とも主張しているが、i) 申立人が国民年金保険料を納付したと主張する 61 年又は 62 年の融資前では、申立期間の保険料を時効により納付できないこと、ii) 62 年当時の A の融資条件は、「国民年金又は厚生年金被保険者期間が通算して 3 年以上あること」や、「融資申込月の前月までの 2 年間に未納がないこと」などであったが、申立人が融資を受けた 62 年時点では、申立人はこれらの融資条件を満たしていることなどから、これらの A から融資を受けたことや、融資条件等は、申立期間の保険料納付を直接的に裏付けるものではない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年4月から6年10月までは18万円、同年11月及び同年12月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年4月から6年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年2月15日まで

私がA社に勤務していた申立期間に係る給与の額は、18万円から19万円だったが、国（厚生労働省）側の記録では、標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額に比べて、約半分とされているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成5年4月から6年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、5年4月から6年10月までは18万円、同年11月及び同年12月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保

除料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成4年10月に20万円から18万円に月額変更処理されているが、申立人が提出した給与明細書をみると、同年11月分から18万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることから、申立事業所における厚生年金保険料は翌月控除であったと推認できるところ、7年2月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち、平成7年1月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年2月28日から23年10月1日まで
② 昭和27年8月1日から28年6月頃まで
③ 昭和39年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和21年から28年6月頃までC社で、D地区とB地区の職場を行ったり来たりしながら、途中で子会社のE社に出向した期間はあったものの継続して勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

また、昭和28年6月15日から57年7月1日までA社（現在は、F社）に継続して勤務した。39年12月1日に同社G支店を開設するため、同年10月1日付けで同社B支店から同社H支店に異動し準備委員長として勤務したにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人に係る雇用保険の加入記録及びF社から提出された申立人に係る経歴書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年10月1日に同社B支店から同社本社へ異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保

険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和 38 年 10 月 1 日の標準報酬月額額は 4 万 8,000 円であるところ、当時の標準報酬月額の上限額は 3 万 6,000 円であることから、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、本来、A社本社に異動した昭和 39 年 10 月 1 日付けで A社B支店において資格喪失すべきところ、誤って、同年 9 月 30 日を資格喪失日として届けたとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②については、C社D支店及びE社の複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、C社D支店又はE社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態等を確認できない上、同社D支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①及び②における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、E社に昭和 23 年 4 月に入社したとする同僚は、申立人が自分より先に入社していたと供述していることから、申立人は、同年 4 月以前から同社に勤務していたと考えられるが、同社は、同年 10 月 1 日から 24 年 2 月 1 日まで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は適用事業所でなかったことが確認できる上、同社は既に全喪し、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態等を確認できない。

さらに、E社の同僚で、前事業所がC社D支店の者のうち 1 名は、申立人と同様に申立期間①において厚生年金保険被保険者期間とはなっていない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びC社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間①及び②当時の加入記録は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、C社D支店及びE社の複数の同僚に照会したが、厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない上、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年9月まで

私が20歳になった時、国民年金保険料は勤務先の会社が納付していると思っていたが、21歳から22歳になった昭和61年*月から62年*月頃に、国民年金は自ら加入手続を行い、保険料を納付しなければならないことを親から教えてもらい、すぐに自分で加入手続を行い、それまで未納だった申立期間の保険料を納付した。保険料の納付先、納付方法、納付した保険料額等の記憶は無いが、保険料は、まとめて1回又は2回に分けて納付したにもかかわらず、未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年*月から62年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の第3号被保険者の資格取得に係る処理日から、63年1月から同年2月頃にA市B区において払い出されたものと推認されることから、最も早い同年1月に払い出されたとした場合でも、申立期間のうち、60年1月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの6か月分の国民年金保険料を63年12月1日に一括して過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、この時点では時効が成立する前で納付可能な当該期間のみを納付し、申立期間は時効により納付することができなかつたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付回数について、「自身が21歳から22歳になった昭和61年*月から62年*月頃に、まとめて1回又は2回に分けて納付した。」としているものの、申立人の国民年金手帳記号番号払出直後の保険料納付記録をみると、昭和63年3月3日に62年4月から同年9月までの6か月分の保険料を、63年4月30日に62年10月から63年3月までの6か月分の保険料を、それぞれ納付していることが確認できることから、当該納付実績を申立期間の納付と混同している可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年2月までの期間及び同年12月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年2月まで
② 昭和60年12月から平成2年6月まで

私が昭和58年7月30日に会社を退職した後の申立期間①については、私の母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、60年頃からは、自分で保険料を納付した。

また、昭和60年11月末に会社を退職した後の申立期間②については、自分で国民年金保険料を納付していた。

しかしながら、申立期間①及び②の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和58年7月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが必要であるところ、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A市B区の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成10年2月16日と記録されるとともに、申立期間は未加入期間となっており、これはオンライン記録と一致している上、当該名簿のほかにも申立人に係る名簿は確認できない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に死亡しており、申立人も、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続や

年金手帳の交付状況等についてはほとんど記憶していないなど、申立期間に係る保険料の納付状況等については不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年12月まで

私は、昭和38年3月から39年12月までの国民年金保険料の還付金を受け取っていないと思うので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、昭和38年4月から39年12月までの欄に検認印が押されているほか、申立人は、38年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持していることから、申立期間における国民年金保険料は納付されていたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の国民年金保険料還付整理簿をみると、申立人に係る金額欄に「2,700」、還付事由欄に「厚年加入」、決定年月日欄に「40.1.18」及び支払年月日欄に「40.12.21」と記載されているところ、社会保険事務所の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、資格喪失日が「38.7.1」、昭和38年度の納付月数が「3」と記載されていることから、上記の還付整理簿における還付期間は昭和38年7月から39年12月までの18か月間と推認できるほか、社会保険事務所の国民年金・保険料過誤納額・調査決定・決議並びに過誤納額処理簿をみると、申立人に係る過誤納額の算定内訳欄に「38.3~38.6 150×4=600」、金額欄に「600」、決裁年月日欄に「59.4.13」及び還付年月日欄に「59.4.24」と記載されている上、上記の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、備考欄に「還付38.3~38.6まで600円(59.4.13)」と記載されていることから、申立期間における国民年金保険料が2回にわたって還付処理されていることが確認できる上、還付された保険料額も計算上の誤りは見られない。

また、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間となっており、制度上、当該期間は国民年金に加入することができないことから、上記で確認される国民年金保険料の還付処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人に聴取しても申立期間の国民年金保険料が還付されていないことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から13年3月まで

私は、会社を離職した後、平成12年8月から13年6月まで雇用保険の失業給付を受給していたため、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの収入があったが、申立期間後の13年4月及び同年5月の保険料のみが納付済みとされ、申立期間が未納とされていることに不自然さを感じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年7月に会社を退職した後すぐに、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時、雇用保険の失業給付を受給していたことから、国民年金保険料を納付する資力はあったと主張しているが、オンライン記録による申立人の第3号被保険者の処理日及び厚生年金から国民年金への切替えの処理日から、申立人は、13年7月頃、国民年金の加入手続きを行い、12年7月に遡って資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続き時点までは、申立期間は未加入期間である上、申立人から提出された雇用保険受給資格者証をみると、申立人が失業給付を受給したのは12年8月から13年6月までとなっていることを踏まえると、申立人の主張は不自然である。

また、A市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)によると、申立期間は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行っても、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていた時期であ

ることを踏まえると、納付記録が欠落する可能性が極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和62年度分の国民年金保険料が未納となっているとする通知及び納付書（一括用と分割用）が昭和63年4月以降に届いたため、保険料額が高かったこともあり分割で納付した。

しかしながら、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付書について「一括用と分割用（3枚又は4枚）の納付書と一緒に届いた。」としているが、申立期間当時、社会保険事務所（当時）が資格取得により過年度保険料の納付書を発行する場合、基本的には時効前の未納期間の保険料の全てを1枚の納付書として発行しており、特に分割を希望する者にのみ、分割の納付書を代わりに発行していたことから、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA銀行B支店の預金を引き出して、3、4回に分けて、1回当たり2万4,000円から2万5,000円を納付したと主張しているが、申立人が提出した同行同支店の預金通帳の出入金の記録を見ても、申立期間当時の保険料額に見合う額の出金記録は無く、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料について、昭和63年4月から同年6月頃までの間に申立期間に係る納付書が届き、63年中には保険料を納付したとしているが、オンライン記録を見ると、申立人に対する過年度納付書が平成元年12月12日付けで作成されていることが確認できることから、当該納付書は、作成日時点において、時効が成立していない保険料納付が可能な期間（申立期間のうち昭和62年11月から63年3月まで）の保険料を対象に作

成されたものであると考えられ、これらは申立人の主張と相違している。

加えて、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、申立期間は未納と記録されており、これはオンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間当時から現在までB市以外に住所を移していないことから、B市が申立人に対して二つの手帳記号番号を払い出すことは考え難く、氏名検索等によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月18日から26年7月31日まで
② 昭和28年2月1日から30年7月31日まで

私は、昭和23年3月1日から28年1月25日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。その間は左手にケガを負ったことから、4か月程度入院の後、消毒等のため、事業主の妻又は同僚に付き添われて通院していたため、樽^{たる}の製造はできなかったものの、火の用心などをしながら事業所内で生活し、治療代や生活費は事業主からもらっていたことを記憶しており、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、私は、昭和28年2月1日から30年7月31日までB社で働き、関連事業所であるC社から給与が出ていたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

同僚は、C社において厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人の説明によれば、申立期間①におけるA社での業務内容は、「火の用心」であり、申立期間①以外における業務内容(製品製造)と異なっており、雇用条件も異なっていたことが推認されること、ii) 申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料(給与明細書等)は無いこと、iii) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では健康保険番号に欠番は無く、申立期間に申立人の名前も無い上、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び申立人が記憶する同僚も既に死亡又は所在不

明であること、iv) 申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、厚生年金保険の加入記録がある者と無い者が見受けられることから、申立事業所は全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがわれることから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月7日付け、同年10月17日付け及び22年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和24年11月18日に左手にケガを負い、通院治療を行った経過等についての文書を提出しているが、当該文書には、申立期間①当時、申立人が厚生年金保険料を事業主から控除されていたか否かの記載は無く、これをもって厚生年金保険加入の有無について判断する新たな資料とすることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当初、申立事業所をB社として、申立てを行ったが、i) B社での申立人の同僚二人の厚生年金保険の記録について調査したところ、社会保険庁(当時)の記録から、申立期間においてB社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当該同僚二人が厚生年金保険の被保険者である記録は見当たらないこと、ii) C社での当該同僚二人の記録を氏名検索したところ、昭和27年11月1日から厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の「同僚二人はB社で厚生年金保険の被保険者であった。」という主張と矛盾していること、iii) B社と名前が類似する事業所(2社)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人及び当該同僚二人の名前は無いこと、iv) 申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料(給与明細書等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、C社の給与明細書を添えて申立事業所をC社とする再申立を行ったが、i) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和30年8月1日となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、38年5月26日に整理された名簿においても申立人の健康保険及び厚生年金保険の番号は変更されていないことから、申立期間に別の番号が払い出されていたとは考え難いこと、ii) 申立人は、申立事業所名義の2月から12月までの給与明細書(何年の給与明細書かは不明)を提示しているが、そのうち2月から8月までの給与明細書の健康保険料欄には保険料控除額の記載が無い上、当該欄に保険料控除金額の記載のある9月から12月までの給与明細書について、保険料控除金額を健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と仮定してそれぞれの保険料を算出したところ、厚生年金保険の被保険者期間となっている昭和30年8月の標準報酬月額から算出した金額と一致することから、当該給与明細書は申立期間後の明細書であると考えるのが自然であること

などから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再々申立では、申立人は、C社の分工場であるB社（事業主は、D氏）で、住み込みでE氏と一緒に働いていたと主張するところ、i) D氏は「私と申立人は、B社で一緒に勤務したが、私の記憶では、B社樽で勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、別の場所にあったC社の工場に異動してからだと思う。」と供述していること、ii) B社の事業主であったとするD氏についても、申立期間には厚生年金保険の加入記録が無く、申立人と同様に昭和30年8月1日にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、C社は、分工場で勤務していた者については、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てに対する当委員会の通知文の中でD氏の妻が供述している内容が、事実と全く異なるとして、当該通知文に押印したものを提出しているが、再度、D氏の妻に照会したところ、「B社が閉鎖されるまで、同社の給与計算は、主人が行っていた。保険料徴収については、私自身が関わっていないので詳細は不明である。」と供述しており、通知内容に誤りはないことが確認できる。

- 3 このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

私は前職で養った技術を持っていたことから、昭和 45 年 12 月 1 日に即戦力としてA社に入社し、当時の給与は約 10 万円支給されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は、当時の相場からみて低くなっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(昭和 45 年 12 月から 46 年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 48 年 5 月までは 6 万 4,000 円)が、当時の給与支給額(約 10 万円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立事業所における同僚 3 人の標準報酬月額は、3 万 6,000 円から 7 万 6,000 円までとなっており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 45 年 12 月 1 日は 5 万 6,000 円、46 年 10 月 1 日は 6 万 4,000 円、47 年 10 月 1 日は 6 万 4,000 円と記録されており、オンライン記録とも一致している上、同原票に記載されている標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立事業所の当時の代表取締役は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料の納付について、「会社は既に解散しており、当時を知る者はおらず、関係書類も無く詳細は不明。」と回答している上、申立事業所における上記同僚 3 人は、既に全員死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等について確認することができず、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。